

流山市農業委員会
平成30年第8回
総会議事録

平成30年8月8日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成30年第8回総会議事録

1 期 日 平成30年8月8日(水)

2 場 所 流山市役所301会議室

3 議長名 水代 啓司

4 署名委員 6番 石井 保
7番 吉田 達弘

5 出席委員・推進委員(委員12名/推進委員4名)

1番 鈴木 亨	2番 金子 孝博
3番 中嶋 清	4番 小菅 康男
5番 染谷 一嘉	6番 石井 保
7番 吉田 達弘	8番 岡田 長政
9番 山崎 日出男	10番 小嶋 悦子
11番 小倉 節子	12番 水代 啓司
推進委員 秋元 正	推進委員 酒巻 孝美
推進委員 小林 常男	推進委員 増田 正美

6 欠席委員・推進委員(委員0名/推進委員0名)

7 書記名 副主査 齊藤 恒夫

8 事務局 事務局長 亀山 隆弘
事務局次長 秋元 学
事務局次長補佐 田村 敏一

9 会議目次

(1) 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について	1
(2) 議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)	3
(3) 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)	3
(4) 議案第32号 農用地利用集積計画の決定について	6
(5) 議案第33号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について	8
(6) 議案第34号 農地所有適格法人報告書の提出について	10
(7) 報告第19号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について	12
(8) 報告第20号 合意解約の通知について	12
(9) 報告第21号 転用許可に伴う工事完了の報告について	13
(10) 報告第22号 専決処理の報告について	13

▲開会 午後3時30分

○水代議長 それでは、ただ今から平成30年第8回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より4名出席していることを、ご報告いたします。

○水代議長 次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○水代議長 異議なしと認めます。

6番石井委員、7番吉田委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

秋元次長。

◎秋元次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧いただきたいと思います。

本日、ご審議いただく案件につきましては、議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第34号「農地所有適格法人報告書の提出について」までの6議案について、ご審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第19号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」から報告第22号「専決処理の報告について」ご報告させていただきます。

説明は、以上です。よろしく申し上げます。

○水代議長 ただいまの説明について、何かご質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代議長 なしと認めます。

○水代議長 これより議事に入ります。

議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。秋元次長。

◎秋元次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第29号

農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

平成30年8月8日提出

議案1番の権利者は、流山市大字中野久木の方で、職業は農業です。

申請がありました土地は、流山市西深井の畑3筆、合計面積は4,728平方メートルです。

申請事由ですが、農業経営の規模拡大のため、売買により農地を取得するものです。

議案案内図につきましては、1ページでございますので、併せてご参照ください。

続きまして、議案2番の権利者は、流山市西初石の方で、職業は農業です。

申請がありました土地は、流山市下花輪の田1筆、面積は1,031平方メートルです。

申請事由ですが、農業経営の規模拡大のため、売買により農地を取得するものです。

議案案内図につきましては、2ページでございますので、併せてご参照ください。

今月の農地法第3条許可申請は、以上の2件です。

よろしく願いいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小倉委員長。

◎小倉委員長 議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

今月の案件は2件であります。

本案については、現地調査及び関係者からのヒアリングを行い審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。

議案の1番の申請地は、東武線運河駅の西約1.1キロメートルに位置している畑3筆で、合計面積は4,728平方メートルであります。

申請理由は、所有する田が新川耕地物流施設計画地であり、農業経営規模拡大を図る目的のため、売買により取得するものであります。

申請地の畑は、投影している写真のとおりでした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は、約1.8ヘクタールで、農業従事者は3名です。

今後の計画につきましては、柿及びキウイフルーツを作付けする計画であります。

続きまして、議案の2番の申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、流鉄流山駅の北約1.9キロメートル、流山市クリーンセンターの南約400メートルに位置している田1筆で、面積は1,031平方メートルであります。

申請理由は、新川耕地内所有の田が物流施設用地になることに伴い、農業経営規模の拡大のため、売買により取得するものであります。

申請地の田は、投影している写真のとおりで、田植え済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は、約1.3ヘクタールで、農業従事者は4名です。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなど

が確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、それぞれ許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆10番(小嶋委員) 1番と2番の売買価格は、いくらですか。

◎小倉委員長 坪当たり48,000円です。

○水代議長 ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第29号について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第29号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 次に、議案第30号「農地法第4条の規定による許可申請について」及び議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、関連がありますので、一括して議題といたします。

議案の説明を求めます。秋元次長。

◎秋元次長 議案第30号と議案第31号の1番につきましては、関連がありますので、一括して説明いたします。最初に、議案書の2ページをお開きください。

議案第30号

農地法第4条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

平成30年8月8日提出

申請者につきましては、流山市大字東深井にお住いの方です。

続きまして、議案書の3ページをご覧ください。

議案第31号

農地法第5条の規定による賃借権設定の許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

平成30年8月8日提出

議案1番の権利者につきましては、農地法第4条の許可申請者と同じ方です。

申請がありました土地は、農地法第4条許可申請地も含め、流山市東深井の畑2筆、転用面積は1,397平方メートルです。

転用目的につきましては、太陽光発電設備用地とするもので、この申請地の案内

図と計画図につきましては、3ページと4ページでございますので、併せてご参照ください。

続きまして、議案2番の権利者につきましては、柏市豊四季に住所を有する法人です。

申請がありました土地は、流山市名都借の現況畑1筆で、転用面積は1,002平方メートルです。

転用目的につきましては、駐車場用地とするもので、この申請地の案内図と計画図につきましては、5ページと6ページでございますので、併せてご参照ください。

今月の農地法第4条及び第5条許可申請につきましては、以上です。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小倉委員長。

◎小倉委員長 議案第30号「農地法第4条の規定による許可申請について」及び議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、関連がありますので、一括してご報告いたします。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

議案第30号及び議案第31号の1番の申請地につきましては、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、東武線運河駅の北東約0.9キロメートルに位置し、周囲は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

移転の原因は使用貸借でございまして、転用目的は太陽光発電施設用地とするものでございます。

権利者は、流山市大字東深井にお住まいの方です。

申請理由については、再生可能エネルギーの普及を目的として、太陽光発電設備を設置したいことから、申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について、ご説明いたします。

太陽光モジュール280枚、パワーコンディショナー9台の発電施設を整備する計画です。周囲については、フェンスで囲い、入口については、門扉を設置する計画です。

土砂等の流出対策については、コンクリートブロックにより流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は自然浸透処理及び南側を素掘りし、排水する計画であります。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、北側は道路、他は農地となっております。

次に、資金計画についてですが、建設費等が約1,800万円、全て借入金で賄う計画で、金融機関発行の融資関係書類が添付されております。

他法令の関係につきましては、発電出力が50キロワット未満の施設を設置すること

から、電気主任技術者の選任などは不要であります。

続きまして、議案第31号の2番の申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、JR常磐線南柏駅の北西約1.8キロメートル、流山運転免許センターの東約500メートルに位置し、周囲は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

移転の原因は賃貸借でございまして、転用目的は駐車場用地とするものでございます。

権利者は、柏市豊四季に住所を置く法人で、昭和43年に設立されています。年商については、7億円から8億円で、事業内容は、建材の運送等です。

申請理由については、関連会社の支店の開設に伴い、従業員用駐車場が不足したため、近隣の農地に駐車場を設置したいことから、申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について、ご説明いたします。

砕石敷き駐車場17台分とする計画です。土砂等の流出対策については、周囲をブロック及びフェンスで囲い、流出を防ぐ計画です。また、排水対策については、雨水は自然浸透とする計画であります。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、畑及び資材置場となっております。

次に、資金計画についてですが、土地の賃借料のほか、整備費が約520万円あります。全額自己資金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

なお、周辺に県立学校があることから、交通安全対策を十分図るようお願いいたしました。

次に、他法令につきましては、該当はありません。

なお、当該申請地については、過去に埋立てされ耕作されていなかった経緯があり、確認したところ、妻の介護等のため、不耕作地となってしまったとのことです。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第4条・第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、それぞれ全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第30号及び議案第31号について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手を願います。

挙手、全員であります。

よって議案第30号及び議案第31号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 次に、議案第32号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。秋元次長。

◎秋元次長 議案書の4ページをお開きください。

議案第32号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

平成30年8月8日提出

議案の1番と次ページの2番につきましては、関連がありますので、一括して説明します。

権利者は、千葉県富里市の法人です。

対象となる農地は、流山市中野久木にあります畑9筆で、合計面積は5,747平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により10年間で、移転の原因は、賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、7ページにございますので、併せてご参照ください。

続きまして、議案3番と次ページの4番につきましても、関連がありますので、一括して説明いたします。

権利者は、流山市中にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、流山市古間木にあります現況畑2筆で、合計面積は2,589平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間で、移転の原因は、賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、8ページにございますので、併せてご参照ください。

続きまして、議案5番から議案書の8ページの8番につきましても、関連がありますので、一括して説明いたします。

権利者は、流山市中にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、流山市南等にありますが田12筆、及び流山市平方にあります畑2筆で、合計面積は17,273平方メートルです。

利用権の設定期間については、議案の5番は更新により6年間、議案の6番から8

番については、更新により10年間で、移転の原因は、賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、9ページから11ページにございますので、併せてご参照ください。

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。

議案の9番の権利者は、流山市大字下花輪にお住いの方で、職業は兼業農家の方です。

対象となる農地は、流山市下花輪にあります田2筆で、合計面積は2,062平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間で、移転の原因は、賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、12ページにございますので、併せてご参照ください。

今月の農用地利用集積は、以上の9件です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小倉委員長。

◎小倉委員長 議案第32号「農用地利用集積計画の決定について」ご報告いたします。

今月の案件は、更新が9件であります。

議案の1番と2番は、同一権利者の案件であることから、一括してご報告いたします。

議案の1番と2番は、引き続き10年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者は、千葉県富里市に住所を有する農地所有適格法人でございます。耕作面積は市内で約3ヘクタールであります。

申請地については、写真のとおりで、耕起済みの状態でした。

続きまして、議案の3番と4番についても、同一権利者の案件であることから、一括してご報告いたします。

議案の3番と4番は、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で年齢は63歳でございます。農業従事者は4名で、農業従事日数は250日であります。

申請地については、写真のとおりで、作付け中の状態でした。

続きまして、議案の5番から8番についても、同一権利者の案件であることから、一括してご報告いたします。

議案の5番は、引き続き6年間、議案の6番から8番については、引き続き10年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で年齢は40歳でございます。農業従事者は4名で、農業従事日数は300日であります。

申請地については、写真のとおりで、作付け中及び田植え済みの状態でした。

続きまして、議案の9番は、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は兼業農家の方で年齢は55歳でございます。農業従事者は2名で、

農業従事日数は200日であります。

申請地については、写真のとおりで、田植え済みの状態でした。

以上のことをもとに審議いたしましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第32号について、原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第32号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 次に、議案第33号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。秋元次長。

◎秋元次長 議案書の11ページをお開きください。

議案第33号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

平成30年8月8日提出

議案の1番と次ページの2番につきましては、申請者が同一人であり、関連がありますので、一括して説明いたします。

はじめに、本案につきましては、市街化区域内にある生産緑地の指定を受けている農地について、今まで農作業を中心に行っていた方の死亡を理由に農業の継続が困難になったため、今回買取り申出の際に必要な主たる従事者証明願の提出があったものであります。

申請者は、流山市古間木にお住いの方であります。

申請がありました土地は、議案の1番は、流山市古間木にあります畑3筆、合計面積は5,542平方メートル、次ページの議案の2番は、流山市古間木にあります畑4筆、合計面積は5,998平方メートルであります。

なお、議案の1番と2番につきましては、現在、土地区画整理事業中の土地であります。

議案の2番につきましては、仮換地が指定され、仮換地面積は、3,751平方メートルであります。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、父親で、父親の死亡を原因に、「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものでございます。

また、この案件の議案案内図につきましては、13ページと14ページにございますので、併せてご参照ください。

今月の生産緑地に係る主たる従事者証明は、以上の2件です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小倉委員長

◎小倉委員長 議案第33号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」ご報告いたします。

議案の1番と2番は、同一申請者の案件であることから、一括してご報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

はじめに、申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。議案の1番の申請地につきましては、つくばエクスプレス線流山セントラルパーク駅の東約1.1キロメートルに位置しており、運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業区域内の土地でございます。

議案の2番の申請地につきましては、つくばエクスプレス線流山セントラルパーク駅の東約500メートルに位置しており、運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業区域内の土地で、現在、造成中でございます。

買取申出事由の生じた方につきましては、申請者の父親です。

以前は、年間で300日位、農作業に従事していたということです。

しかし、この方が平成29年12月に亡くなり、農業経営の中心となる方が不在となったことにより、使用収益が開始されたとしても、農業経営は不可能であるため、相続人である申請者より証明願の申請がなされたものです。

申請地については、現在、土地区画整理事業中であり、議案の1番は、仮換地が指定されていない状態でした。

また、生産緑地が解除された場合の利用計画についてお聞きしたところ、先行着手し、宅地造成が予定されているとのことでした。

以上のことを基に審議したところ、本案については、買取申出事由の生じた方が亡くなる前は、農業経営の中心として従事しており、その方が死亡したことにより、農業経営が不可能になったと客観的に認められることから、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いします。

◆7番(吉田委員) 農業従事者の方は、1名だったのですか。

◎事務局 田村次長補佐 農業従事者については、父親と申請者だったのですが、今現在、農業従事者はいないとのこと。

◆7番(吉田委員) 面積が大きいのですが、これ以外に生産緑地はあるのでしょうか。

◎事務局 秋元次長 生産緑地は、他にはありません。

◎事務局 田村次長補佐 調整区域に田があります。

○水代議長 ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第33号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第33号については、証明することに決定いたしました。

○水代議長 次に、議案第34号「農地所有適格法人報告書の提出について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。秋元次長。

◎秋元次長 議案書の13ページをご覧ください。

議案第34号

農地所有適格法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

平成30年8月8日提出

農地所有適格法人につきましては、事業年度の終了後3か月以内に、毎年、農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと規定されておりますことから、報告書の提出があったものです。

今回、報告がありました農地所有適格法人は、流山市大字西深井にあります法人です。

報告がありました事業年度は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間です。

皆様のお手元に配付させていただきました様式例第5号の3「農地所有適格法人要件確認書」という資料をご覧くださいと思います。

この資料につきましては、法人から提出いただきました報告書をもとに、農地所有適格法人要件確認書を作成しております。

確認書の表に、平成30年6月11日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですので、この欄を縦にご覧ください。

経営面積についてですが、面積は1.36ヘクタールです。

次に、法人形態についてですが、非公開の株式会社となっております。

次に、事業の種類については、農産物の生産・加工・販売、農作業の受託等です。

次に、売上高についてですが、全体の売上高に対し、農業に関する売り上げが占める割合は、100パーセントとなっております。

よって、売上高の半分以上は農業に関する売り上げで占めておりましたので、売上高の要件について、適合しております。

次に、議決権については、議決権を行使できる株の51パーセントが農業常時従事者の株であります。

また、業務執行役員につきましては、役員の方が農業に常時150日以上従事しておりました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件はそれぞれ備えていますので、適合とさせていただきます。

議案案内図につきましては、15ページになります。

ご説明につきましては、以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小倉委員長。

◎小倉委員長 議案第34号「農地所有適格法人報告書の提出について」ご報告いたします。

本案については、農地法第6条の規定により『農地所有適格法人は、毎年、事業の状況などを、権利を有している農地を所管する農業委員会に報告しなければならない。』と定められています。

また、『農業委員会では、その報告に基づき、農地所有適格法人がその要件を満たさなくなるおそれがあると認めるときは、その法人に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。』とされています。

農地所有適格法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、役員要件があり、各要件についての適否を点検するものでございます。

この要件は、設立の時に満たされるだけでなく、設立後も満たされていることが必要で、農地所有適格法人は、農地の権利を取得した後も、この要件に適合していることを確保するため、毎事業年度の終了後3か月以内に、事業の状況等を農業委員会に報告することが義務づけられているところでございます。

このため、本案については、配付資料の農地所有適格法人要件確認書に基づき審査を行ったところ、いずれの要件にも適合していることを確認したため、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく、ご審議のほどをお願いします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第34号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第34号については、承認することに決定いたしました。

○水代議長 次に、報告第19号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。秋元次長。

◎秋元次長 議案書の14ページをお開きください。

報告第19号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

平成30年8月8日報告

斡旋依頼がありました土地は、流山市市野谷の畑1筆、面積は1,212平方メートルで、本年6月総会の議案第23号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」でご承認をいただきました方の農地です。

議案案内図につきましては、16ページにございますので、ご参照ください。

次に、買取り希望価格につきましては、記載のとおりであり、今後、買取り申出から3か月後の平成30年9月11日までに買取り申し出がなかった場合には、生産緑地地区の行為の制限が解除されることとなります。

今月の生産緑地買取り申出についての報告は、以上です。

よろしくお願ひいたします。

○水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 次に、報告第20号「合意解約の通知について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の15ページをご覧ください。

報告第20号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

平成30年8月8日報告

合意解約が行われました1番の農地につきましては、流山市西深井にあります畑2筆、面積は3,417平方メートルで、合意解約通知書の受付日は、本年6月28日であります。

また、当該農地については、議案書の1ページの議案第29号の1番にありますと

おり、農地法第3条の規定により売買されるため、解約されたものです。

この報告の議案案内図につきましては、17ページにありますので、ご参照ください。

続きまして、2番の農地は、流山市下花輪にあります田1筆、面積は1,031平方メートルで、合意解約通知書の受付日は、本年7月10日であります。

また、当該農地についても、議案書の1ページの議案第29号の2番にありますとおり、農地法第3条の規定により売買されるため、解約されたものです。

この報告の議案案内図につきましては、2ページにありますので、ご参照ください。

今月の合意解約の報告につきましては、以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代議長 ただいま報告がありました。ご質問、ご意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代議長 ないようですので、次に進みます。

○水代議長 次に、報告第21号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。秋元次長。

◎秋元次長 議案書の16ページをお開きください。

報告第21号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

平成30年8月8日報告

本件につきましては、昨年6月の総会で審議され、6月27日付けで許可となった案件であります。

案内図及び農地復元図につきましては、議案案内図の18ページと19ページにございます。

また、本件につきましては、先月20日に、農業委員改選前の旧第2小委員会で審議された案件のため、秋元推進委員、小林推進委員にご確認をいただきました。

最後に、現地確認した際の写真につきまして、スライドにしておりますので、併せてご参照ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は、以上です。

よろしく願いします。

○水代議長 ただいま報告がありました。ご質問、ご意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 次に、報告第22号「専決処理の報告について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の18ページをお開きください。

報告第22号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年8月8日報告

最初に、1の農地法第3条の3の規定による届出について、ご報告いたします。

今月の農地法第3条の3の届出の報告は、2件、23筆、面積16,306.57平方メートル。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、2の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告します。

今月の農地法第4条の届出のご報告は、4件、19筆、面積7,514平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の20ページをお開きください。

3の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、54件、1,661筆、面積869,059.95平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の21ページをご覧ください。

今月ご報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が3件、その他の建物施設用地が1件の計4件の届出がありました。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が12件、マンションの区分所有が40件、道水道用地が1件、その他の建物施設用地が1件の計54件の届出がありました。

今月の専決処理のご報告は、以上です。よろしくお願いたします。

○水代議長 ただいま報告がありました、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成30年第8回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただき、ありがとうございました。

△閉会 午後4時15分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成30年8月8日

流山市農業委員会会長 水代啓司

流山市農業委員会委員 石井保

流山市農業委員会委員 吉田達弘